

## 適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2回）

### 議事概要

○日 時：平成26年12月2日（火）10：00～12：10

○場 所：中央合同庁舎2号館1階 低層棟3A・3B会議室

○出席者（五十音順、敬称略）：

秋山哲一、井出多加子、遠藤和義、大森文彦、小澤一雅、木下誠也

#### <技術者配置の実態について>

- ・建設業団体より工事現場の実態について説明があり、各委員から質問があった。各建設業団体からの発言及び各委員からの指摘事項は以下の通り。

#### ○日本建設業連合会

- ・監理技術者の業務としては、監理技術者マニュアルに記載されている現場管理上の業務や発注者関連業務の他、社内業務として現場代理人の補助または代行、地元対応や関係機関との許認可業務等がある。
- ・工事着工時は地元対応等の業務が多く、工事が進むにつれ現場管理上の業務、発注者関連業務の比重が高くなり、工事の後半には地元対応や許認可業務等が少なくなる。
- ・施工図は、元請と下請との間で複数回の調整をした上で作成している。
- ・元請は下請と協議しながら、下請が持っている専門的な能力を引き出し、お互いに切磋琢磨しながら現場を動かしている。

#### ○全国建設業協会

- ・現場代理人は元請会社の社長の代理人であり、発注者に対する工事の代表は監理技術者である。一定規模以上の工事では、監理技術者の下に現場・設計・事務担当の技術者が配置されるが、小規模の場合は監理技術者が全てを担う場合もある。
- ・技術検定受験の実務年数を短縮して頂くことで、早い時期に資格取得させて一人前にすることにより若手技術者の確保・育成を促したい。
- ・元請と同じく下請においても高齢化は始まっており、これから50～60代の技術者が離職していくと現場としては不安がある。
- ・一方で一部には、技術力は重要であり、安易に技術者要件や試験制度を緩和すべきではないという意見もある。

#### ○住宅生産団体連合会

- ・低層共同住宅の建築においては、各現場に必ず1名の主任技術者又は監理技

術者を配置しているが、基本的に複数の現場を兼務している。

- ・規格化・標準化された低層共同住宅の建築工事の手順等はマニュアル化されており、下請の職人に対して逐一作業方法等を説明する必要がない。工場生産も規格化され、工場で品質を確認するため、現場では運搬時の破損を確認する程度である。
- ・建設業法では金額により技術者要件が定められており、規格化・標準化された低層共同住宅の工法については別の視点があってもよいのではないか。

(指摘事項)

- ・裾野の広い住宅建築業界の中で、大手ハウスメーカーの施工法を業界標準と考えてよいかは検討する必要がある。

#### <具体的改善策の検討について>

- ・技術検定試験の受験機会の拡大を図る観点から、引き続き検討を進める。

#### <今後のスケジュールについて>

- ・引き続き、検討会において業団体等を対象にヒアリングを行うとともに、事務局において個別工事を対象としたヒアリングを行う。

以上